

推進委員の皆様へ

# 農地利用最適化推進委員の 皆様をお願いしたいこと

人・農地のマッチングと農地利用の最適化

- 担い手への農地利用の集積・集約化
- 遊休農地の発生防止・解消
- 新規参入の促進

を推進するために

平成29年1月

**農林水産省**

## 農地利用最適化推進委員の皆様にお願ひしたいこと

- ◇ 本年（平成28年）4月1日に、改正農業委員会法が施行され、農業委員会の業務について、これまでの農地法に基づく権利移動の許可等に加え、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進といった「農地利用の最適化」の推進が必須業務に位置付けられました。
- ◇ これを達成するためには、農業委員会が中心となって、現場段階で活動を行うことが必要不可欠ですが、そのために中心的な役割を果たす方として、「農地利用最適化推進委員」を新たに農業委員会に設置することとしています。
- ◇ このように、これからの農業委員会においては、推進委員の皆様の現場活動が極めて重要であり、それが農地を守り、ひいては地域の維持・発展につながることとなります。推進委員の皆様におかれましては、このことを十分ご理解いただき、以下を踏まえて積極的な現場活動を行っていただくようお願いいたします。

### 1

#### 人・農地のマッチングをお願いします！

- 農地については、リタイアするので農地を貸したい、利用権を交換して分散した農地をまとめたい、新規就農するので農地を借りたいなど、人それぞれさまざまなニーズがあります。
- このようなニーズは、個々の農業者では対応が難しく、地域に根ざした方々が、常日頃から農地の出し手、受け手を発掘するなどの現場段階での活動を、受身とならずに積極的に行うことが必要不可欠です。
- このため、推進委員には、集落・地域での話合いや個別相談など地元に着した現場活動を行い、農業者の意向や農地の情報を把握し、人と農地をマッチングすることが求められています。
- **推進委員の第一の重要な役割は、「農地の有効利用の意義・重要性を地域に伝えること」です。**このことを踏まえ、それぞれの集落・地域において徹底的な話合いを行い、集落・地域が抱える人と農地の問題を解決するための「未来の設計図」となる「人・農地プラン」の作成・見直しにつなげて下さい。

### 2

#### まずは世間話から構いません。少しずつ農業者の相談に乗って下さい！

- 人と農地について適切にマッチングを行うためには、まずは、その地域の農業者の戸別訪問や集落の寄り合いなどを通じて、推進委員として活動を行っていることを知ってもらうことが重要です。
- このため、最初は世間話から始めても構いません。少しずつ各農業者の経営改善、後継者対策の問題にも踏み込むなど幅広い内容について、話を聴いたり相談に乗るようにして下さい。

### 3 集落・地域での話合いに積極的に参加して下さい！

- 多くの地域では、農業者の高齢化、後継者不足、耕作放棄地（遊休農地）の増加など様々な問題を抱えています。
- 現在、市町村担当者が中心となって、農業委員会、JA、土地改良区などとも連携の上、集落・地域での話合いを進めてもらっています。
- 具体的には、将来、後継者がいない農地を誰に担ってもらうか、耕作放棄地（遊休農地）をどう解消するかなど、5年後、10年後の地域の農業をどのようにしていくのかを集落・地域で徹底的に話し合ってもらい、その結果を「人・農地プラン」としてまとめてもらっています。
- まず、推進委員はこの話合いに積極的に参加して下さい。最初は話合いの内容を聴くだけでも構いません。農業委員会事務局を通じて市町村担当者に問い合わせれば、いつ、どこでその話合いが行われるか把握することが可能です。
- これに加えて、集落・地域では、例えば、多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金などの話合いも行われていますので、そこに参加することも地域の課題やそれぞれの農業者のニーズを聴くことができます。
- 集落・地域の寄り合いや座談会に、関係者が多く参加してもらうように、推進委員として担当区域の方々に出席の声かけをしていただくのも大切な取り組みです。
- その際、毎月、月初めに行動計画表を作成するなど、月ごとの見通しをもって進めるとともに、活動の日時、相談内容等については、農業委員会事務局に報告するなど、他の推進委員や農業委員とも情報共有を図るようにして下さい。

### 4 日頃から、農地の出し手や受け手の意向などの情報収集が重要です！

- 戸別訪問や話合いへの参加を繰り返すことで、少しずつ農業者からの信頼も厚くなり、農地に関する将来に向けての個々の農業者の率直な気持ちも聴かせていただけることにつながります。
- 高齢で後継者もいない、離農したい、地域の担い手に農地を任せたいという農業者も沢山いると思います。このような将来の農地の出し手となる方々から農地の貸付けなどの意向を必ずしっかりと聴き取って下さい。
- 同様に、農地を任せて欲しいという認定農業者、新規就農者や農業法人も地域にいると思います。このような農地の受け手となる方々からもどこの農地をどれくらい借りたいのかなどの意向を必ずしっかりと聴き取って下さい。
- これらの者の間に立って、推進委員が農地をマッチングしていくことで、農地をしっかりと守り、地域が維持・発展していくことにつながります。
- 農業委員会は、推進委員が得た農地の出し手や受け手の意向など農地に係る情報を的確に把握することが必要ですので、入手した農地に係る情報については、必ず農業委員会事務局に報告して下さい。
- 農地に係る情報以外でも、推進委員が現場で得た情報は非常に重要ですので、農業委員会事務局にこまめに立ち寄り、連絡をとるようにして下さい。

### 5 農地に対する意向を記載した地図を話合いで活用することが効果的です！

- 農地の出し手や受け手の意向については、実際に地図に落とし込んで集落・地域での話合いの場に持ち込むことにより、具体的なマッチングにつながるほか、将来に向けて担い手への農地利用の集積・集約化への理解も深まり、新たな農地の出し手や受け手の発掘にもつながります。
- 農業委員会事務局にお伝えすれば、対象地域の農地情報を記載した地図を作成してもらえenと思いますので、集落・地域での話合いで積極的に活用して下さい。
- また、現在、インターネット上で地域の農地の状況を公表する「全国農地ナビ」を整備しており、農地利用の状況を誰でも無料で見ることができます。また、このナビには、シミュレーション機能が備わっており、地目、所有者の意向、権利の種類などの条件を設定して、将来の望ましい農地利用のあり方を地図上に示すことができます。そのため、推進委員は、担当区域の農地利用の現状を把握し、担当区域の農地利用の集積・集約化を図るために積極的に活用して下さい。

→ 別添 1 : 「全国農地ナビ（農地情報・電子地図システム）」

## 6 農地の集積・集約化には、農地中間管理機構との連携が最も効果的です！

- 各都道府県に、農地をいったん借り受けた上で、まとまった形で担い手に貸し付け、農地利用の集積・集約化を進める「農地中間管理機構」が設置されています。
- 別添 2 : 「地域の皆さんで話し合って農地中間管理機構を活用しましょう」
- 農地中間管理機構は各都道府県の公的組織で、安心して農地を貸し出すことができるため、人と農地のマッチングを進める上では、農地中間管理機構と連携して進めていくことが最も効果的です。
- 農地中間管理機構は、都道府県に一つ設置されていますが、必ずしも全ての市町村に支所等があるとは限りません。そのため、実際の現場での農地利用の調整に当たっては、各農業委員会の協力が必要となります。
- この農地利用の調整を担っていただくのが推進委員の役割です。具体的には、現場で農地の出し手と受け手の意向を足で稼いで、農地利用の集積・集約化につながる案件を掘り起こして下さい。また、そのような案件に関わる情報は、市町村担当部局や農地中間管理機構とも必ず共有した上で、機構の活用につなげて下さい。
- 農地の受け手である担い手は、農地中間管理機構について十分周知されていますが、農地の出し手に対しては、まだ十分にPRできていない状況にあります。このため、推進委員は、農地の出し手に農地中間管理機構をPRし、受け手の条件に合う農地の掘り起こしを行って下さい。
- 農地中間管理機構についてあまりよく分からない場合は、各都道府県等での研修会等の開催について、農業委員会事務局から案内がありますので、まずはそれに必ず参加して下さい。また、現場に駐在職員が配置されていたり、市町村やJAと一緒に業務を行っている場合もありますので、戸別訪問や地域・集落の話合いと一緒に参加するなど、これらの方々と日頃から情報交換を密に行ってください。
- また、相続により、都市部に住んでいる方が農地を所有するなど、地域の方々へのPRだけでは農地のマッチングができないこともあります。このため、こうした方々が帰省したタイミングを見つけて、農地中間管理機構への貸付けを促すことも効果的です。農地中間管理機構に貸し付けた場合のメリット措置

もありますので、積極的に周知をお願いします。

→ 別添3：農地の出し手向けチラシ「みなさんのふるさとを守りましょう！」

## 7 遊休農地の発生防止・解消も必須の業務です！

- 担い手への農地利用の集積・集約化と並んで、遊休農地の発生防止・解消も必須の業務です。**推進委員の第二の重要な役割は、「農地の遊休化を防止すること」です。**
- このため、日頃から、担当区域を巡回する際には、①遊休農地がどこにあるのか、②今は遊休農地でなくても、高齢者が経営しているため将来的に遊休農地になる可能性がある農地がどこにあるのか、③後継者がいない農業者の農地がどこにあるのかなどを確認し、メモなどでよいので記録を残すようにして下さい。
- また、これらの農地所有者を訪問して、将来的に所有農地をどうするのか、意向を含めて相談に乗って下さい。その際、農地中間管理機構に農地を預けて担い手の方にしっかりと管理してもらうなどの提案もして下さい。
- なお、農業委員会は、農地法に基づき、毎年8月頃に管内の全ての農地について、遊休農地の有無を目視で確認する「利用状況調査」（農地パトロール）を行わなければならないこととされています。利用状況調査のやり方については、各農業委員会が決めていますので、事前に、農業委員や農業委員会事務局と調査方法等を確認した上でしっかりと調査に取り組んで下さい。
- 推進委員は、どうすれば遊休農地を有効利用できるかを、農地の所有者や地域の方々と一緒に考えていくことが大切です。

## 8 地域で中心となる担い手の発掘・育成と新たな担い手を確保して下さい！

- 今後ますます農業からリタイアする方が増えると考えられる中で、農地を守り、地域を維持していくためには、各地域で中心となる担い手を発掘・育成するだけでなく、新たな担い手を確保することが重要です。**推進委員の第三の重要な役割は、「新規参入を促進すること」です。**
- 推進委員は、常に、現在の中心となる担い手は誰か、新たに誰を中心となる担い手に加えるとよいかなどを考えながら、人と農地のマッチングを進めて下さい。
- また、地域の農業者だけでは、その地域の農地を守ることが困難になるおそれがあったり、既に困難になっている場合には、新たな担い手としての新規就農者を確保する必要があります。
- このため、推進委員は、農業委員会事務局を通じて、市町村の新規就農担当部局や、各都道府県農業会議などに設置している「新規就農相談センター」とも情報共有を図りながら、その農業委員会の管内で就農を希望する者から、就農希望地域、作物、経営規模など農業経営の意向をしっかりと聞き取った上で、その農業経営に見合った農地をあっせんして円滑に就農できるよう、新たな担い手の確保に取り組んで下さい。
- 特に、新規就農者に対しては、推進委員が地域における相談相手となって、彼らの就農後も規模拡大等の意向をしっかりとフォローし、地域の中心となる担い手として育成していくことが大切です。



**9****農業委員との連携が重要です！**

- 新たな農業委員会において、推進委員は現場活動を積極的に行う一方、農業委員は主として毎月行われる総会又は部会において農地法に基づく許可等に関し農業委員会として意思決定を行うなど、それぞれの役割を担っていただく必要があります。
- 他方、今回の農業委員会法の改正により、農業委員会の最も重要な業務に位置付けられた農地利用の最適化の推進の成果をあげるためには、農業委員と推進委員が密接に連携し、それぞれの使命を十分に果たしていくとともに、二人三脚でその推進に取り組むことが重要です。
- このため、農業委員が総会又は部会において、農地の売買や貸借について審議して許可の可否などを決定する際に、現場の状況を把握していなければ適切な判断ができませんので、推進委員は、必要に応じて総会又は部会に出席し、担当区域の状況について積極的に意見を述べて下さい。
- また、農業委員会の機能を最大限に発揮するため、農業委員にも農地パトロールや個別相談といった現場活動に積極的に出向いてもらい、その際、農業委員と推進委員がチームを組んで実施するなど、協力して取り組んで下さい。

**10****人・農地問題の解決に向けた中心的な役割を果たす上で大切なこと！**

- 農地利用の最適化の推進に際しては、農業者や新規参入希望者などからの様々な相談や質問への対応も必要になります。
- このため、農地法や農業経営基盤強化促進法などの農地制度の仕組や手続などについて認識を深めていくことが求められますので、推進委員は、都道府県農業委員会ネットワーク機構（都道府県農業会議）による研修会や農業委員会での勉強会等には必ず出席して下さい。
- また、担当区域での様々な相談等に推進委員が全て一人で対処することは困難ですので、困った場合には、農業委員や農業委員会事務局と相談して下さい。
- 専門的な法律判断などについては、農業委員会事務局、関係行政機関又は都道府県農業委員会ネットワーク機構に問い合わせして下さい。
- 日々の現場活動で分からないこと、困ったことがあれば、一人で抱え込まないで関係者と一緒になって対応策を考えて下さい。

(以上)